

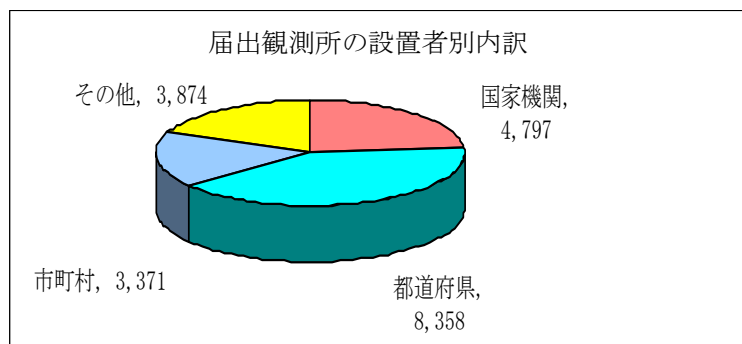
◆◆◆ 気象測器の検定と届出観測所の最近の動向

正確な気象観測を行うためには、一定の精度をもつ気象測器を使用しなければなりません。気象庁以外の者が、観測の成果を発表するための観測、災害の防止に利用する目的のための観測、気象庁長官から予報業務の許可を受けた事業者がその予報のために行う観測の気象測器については、一定の構造及び性能を備えているかの確認を行う国家検定に合格したものを使用しなければならないことが、気象業務法第9条で規定されており、気象測器の精度の確保が図られています。検定の対象となる気象測器は、「温度計」、「気圧計」、「湿度計」、「風速計」、「日射計」、「雨量計」、及び「雪量計」の7種類です。

気象測器の検定は、測器の構造（材料の性質を含む）及び性能について、気象庁長官の登録を受けた登録検定機関において実施されています。これに関連して気象庁では、測器製造者からの申請により、検定対象としている気象測器の型式についての審査を行い、型式証明を行っています。型式証明を受けた気象測器は、検定の際に、「構造の検査」が免除されます。また、気象庁長官は、気象測器製造者の器差の測定能力の認定を行っており、この認定を受けた者（認定測定者）が、型式証明を受けた気象測器について器差の測定を行った場合、その測定結果を登録検定機関に提出することにより、登録機関での実器の検定に代えて書類審査による検定受検ができます。

（財）気象業務支援センターは、登録検定機関として気象測器の検定を実施しています。当センターが平成20年度中に実施した気象測器検定受検測器台数は約11,900台（実器検定：約6,300台、書類による検定：5,600台）でした。

気象庁以外の機関等が行う防災や観測成果の公表などを目的とする気象観測については、気象業務法により最寄りの気象台に観測施設設置の届出を行うことが義務付けられています。これにより気象台に届けられた観測所を届出観測所といいます。届出観測所では、気象業務法等で定められた観測の方法・単位などの技術上の基準に従って観測を実施しなければならないとともに、気象庁長官の登録を受けた機関が行う検定に合格した気象測器を用いなければならないこととされています。これらの届出観測所の数は、平成21年1月現在20,400か所で、その設置・運用者の内訳は下のグラフのとおりとなっています。



（「気象ガイドブック 2009（気象庁）」および当センターの資料から）